

漁業権行使規則等の作成及び認可について(概要)

(令和4年7月26日付け4水管第1166号水産庁長官通知)

項目等	技術的助言の内容
<p>第1 行使規則等の内容</p> <p>1 組合員行使権を有する者の資格</p> <p>2 漁業権管理経費の負担</p> <p>3 組合員行使権の行使状況等の報告</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人種、信条、性別等によって差別することは許されない。 ・組合員としての年数や当該漁業の経験年数を規定することは差し支えない。 ・漁業調整上の見地から必要な場合は、暴力団関係者等について漁業を営む権利を有しない旨の規定を設けること。 ・組合は漁業権管理に要する経費を行使者たる組合員に、行使料として賦課することができる。 ・行使料の額及び徴収方法については、総（代）会の議決が必要である。 ・具体的な漁業権管理費には、監視・取締り、漁場環境保全、資源管理、資源増殖、施設維持管理等直接漁場管理に必要な経費のほか、漁業権管理上必要な通信費等間接経費も含めて差し支えない。 ・行使料は賦課金の一種であるから、支払い義務に応じない場合は、総（代）会の議決により、組合から除名することができる。 ・行使料の算定に当たっては具体的な金額を明示した上で総（代）会で決定する等、透明性を確保すること。 ・総（代）会で定めた行使料の額、徴収方法等は、組合員に広く周知すること。 ・漁業権を有する者は、当該漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用するよう努める責務を有し、資源管理の状況や漁場の活用状況等について、年に1回以上、都道府県知事に報告しなければならない。（法第74条第1項及び第90条第1項）
<p>第2 行使規則等の作成手続上の留意点</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6)</p> <p>(7)</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>法定事項 漁業を営む権利を有するものの資格、漁業を営むべき区域及び期間 漁業の方法、その他漁業を営む場合に遵守すべき事項</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・法定の内容の規定はもちろん、組合の自治規範であるので、組合の漁業実態に見合った総意工夫のある規則制定に努めること。 ・行使規則は、原則として組合が有している漁業権ごとに制定すること。 ・行使規則の制定は、特別決議事項として総（代）会出席者の3分の2以上の同意が必要である。 ・第一種共同漁業権に関する行使規則は、更に地元地区等に住所を有する関係組合員の3分の2以上の同意が必要である ・関係組合員の意見と他の組合員との意見が一致していない場合は、関係組合員間の協議に基づき総（代）会を開催すること。 （略） ・共有で免許を受けた場合でも、行使規則は各組合ごとに制定することになるが、その内容について組合間で協議調整すること。 （略） ・法の規定により行使規則で定めるべき内容を規約、規程と称するもので定めることがないようにすること。

項目等	技術的助言の内容
-----	----------

第3 行使規則の認可

- | | |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) | <ul style="list-style-type: none">・申請は各組合において、申請書を県へ提出する
(添付書類)・法第106条第4項の規程による同意を証する書面・行使規則の制定を総（代）会において特別議決で議決したことを証する書面（議事録抄本） |
| (2) | <ul style="list-style-type: none">・行使規則は、各組合において漁場計画の公示後に総（代）会を開いて制定し、漁業権免許申請と同時に認可申請すること。 |
| (3) | (略) |
| (4) | <ul style="list-style-type: none">・（県は）認可については、行政手続法に基づく審査基準を作成、公にしてその基準に従い審査を行うこと。 |

内は、長野県が追記。